二　第四条第二項第七号の改正規定（「第六十八条の二十四」の下に「、第六十八条の二十五」を加える部分に限る。）　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第　　号）の施行の日

三　第四条第二項第七号の改正規定（「、第六十八条の三十五、第六十八条の三十六」を「から第六十八条の三十六まで」に改める部分に限る。）　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）の施行の日

（経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2　新規則第四条第一項第九号の規定は、法人の令和五年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用する。

○財務省令第三十号

所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百五十七号）の施行に伴い、並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十二条の三及び第三十八条の二第十四項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第十五条第一項及び第三項、第十五条の二第一項及び第四項第一号並びに第二十九条の二第三項及び第四項の規定に基づき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日　　財務大臣　鈴木　俊一

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の五の三第一項中「第十一条の三の三の個人」を「平成二十三年法律第二十九号）第十一条の三の三の個人」に、「第六条の二第一項各号」を「第六条第一項各号」に改め、同条第二項中「第六条の二第一項第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、「法人税法」の下に「（昭和四十年法律第三十四号）」を加える。

第三条の七第一項及び第二項中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第四条第三項中「第三十三条第六項」を「第三十三条第七項」に改める。

第四条の三中「第六条の二第一項第一号」を「第六条第一項各号」に改める。

第五条第一項中「第四十一条第三十一項」を「第四十一条第三十四項」に改め、同条第三項中「第十八条の二十一第十一項」を「第十八条の二十一第十項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十六項」に改め、同条第四項中「第四十一条第二十三項」を「第四十一条第二十六項」に改め、同条第六項中「第十八条の二十三の二第十二項」に、「第九項各号」を「第十八条の二十三の二第十一項各号」に、「とする」を「と　とする」に、「と、」を「と　と、」に、「同条第二十三項」を「同条第二十六項」に、「第四十一条第二十三項」を「第四十一条第二十六項」に改める。

第五条の二第一項中「第四十一条第三十一項」を「第四十一条第三十四項」に改め、同項第一号中「できなくなったこと」の下に「（同項に規定する居住年が令和七年である場合には、当該従前住宅が、東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったこと及び同条第五項に規定する警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたものであること。）」を加え、同条第三項中「八年内（」の下に「同日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る同項に規定する住宅の取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は」を加え、「第十八条の二十一第十一項」を「第十八条の二十一第十項」に改め、「同項中」の下に「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合」とあるのは「場合」と、」を加え、「又は第十六項」を「若しくは第十六項」に、「同項の」を「同項の二」に、「第四十一条第一項の」を「第四十一条第一項の二」に改め、同条第四項中「第十八条の二十一第十一項」を「第十八条の二十一第十項」に改め、同条第五項中「法第十三条の二第三項」を「法第十三条の二第一項又は第三項」に、「同条第十三項又は」を「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは」に、「あるのは、」を「あるのは「又は」に改める。

第六条の八第一項及び第二項中「第六十四条第四項」を「第六十四条第五項」に改める。

第十四条の二第四項を削り、同条第五項第一号中「経過年数基準（」を「耐震基準（」に、「経過年数基準をいう。イ」を「耐震基準をいう。ロ」に、「）」に適合すること」を「）のうち、昭和五十七年一月一日以後に建築されたものであること」に改め、同号イ中「又は経過年数基準に適合する」を「又は昭和五十七年一月一日以後に建築されたものである」に、「当該経過年数基準に適合する」を「同日以後に建築されたものである」に改め、同号ロ中「法第三十八条の二第二項第三号に規定する耐震基準をいう。第十項」を「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に限る。第九項」に改め、同項第二号中「第七項及び第十二項」を「第六項及び第十一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項第一号中「第十二項第三号」を「第十一項第三号」に改め、同項第二号中「増改築等をした」を「当該」に、「第十二項第三号」を「第十一項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第十二項第二号ハ(1)(ii)」を「第十一項第二号ハ(1)(ii)」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第五項第一号イ」を「第四項第一号イ」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項第一号イ(1)(iv)中「又は同項第七号に規定する特別住宅資金非課税限度額」を削り、同号イ(5)中「新築又は取得をした」を削り、同号イ(6)を次のように改める。

(6)　当該住宅用家屋の新築の工事又は取得に係る契約書の写しその他の書類で当該住宅用家屋を令第二十九条の二第七項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づき新築をしたこと又は同項各号に掲げる者以外の者から取得をしたことを明らかにするもの